

令和8年度 第2回 岡山県教科用図書選定審議会 議事概要

令和8年5月25日(月)

13:30～15:00

岡山県庁9階大会議室

1 経過報告

(1) 第1回選定審議会について

(●事務局から経過報告)

・採択の基準について

(2) 「選定に必要な資料」について

(●事務局から経過報告)

(3) 会の成立について

●事務局：審議会に委員13名が出席していることにより本審議会が成立していることについて報告。

2 議事

(1) 「令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書(学校教育法附則9条の規定による教科用図書)研究資料」について(説明)

(●事務局から附則第9条本について説明)

(2) 「令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書(学校教育法附則9条の規定による教科用図書)研究資料」について(協議)

○委員：「へんしんトンネル」について、内容の特徴では「言葉が変身する」とあるが、構成の説明では「言葉とイラストが変化する」となっている。表現を統一する方がよいのではないか。

●事務局：指摘のとおり、「言葉とイラストが変化する」という表現で統一する。

○委員長：「ひとりだちするための社会」など、対象の程度が「特別支援学校高等部」となっている図書がある。義務教育段階の教科書を選定する本審議会では、高等部の内容を扱う理由を確認したい。

●事務局：知的障害のある生徒を対象とした高等部の文部科学省著作教科書は現在存在しないため、学校教育法附則第9条に基づき一般図書を使用することとなっている。また、これらの図書は義務教育段階の生徒(特別支援学級等)も生徒の実態によっては、選定して使用することができるため、本審議会での審議をお願いしている。

○委員長：承知した。他の図書も同様の考え方で進めることとする。

○委員：「音の出る時計絵本 今何時」について、内容の特徴にある「主体的に学習を進めることができる」という表現は、具体的にどのような学習になるのかイメージが

湧きにくい。例えば「自分で考えたり友達とクイズを楽しんだりして、対話的に学習を進める」といった具体的な姿が浮かぶ表現に工夫できないか。

●事務局：提案の内容は、本資料が現場で活用される際、より具体的な手掛かりになると考える。御提案の趣旨を汲み、「自分自身で考えたり、友達とクイズを楽しんだりして、主体的・対話的に学習を進めることができる」と、学習場面が想起される記述に改める。

○委員：「たまひよ楽器あそび絵本」についても、単に個人で楽しむだけでなく、音楽科の特性を活かして、友達と関わりながら学ぶ姿が浮かぶような表現を追加できないか。

●事務局：この図書は幼児向けに作られたものではあるが、実際の授業では演奏を聴き合ったり感想を伝え合ったりすることが可能な図書であると考ええる。そのため、「演奏し、その感想を友達に尋ねるなどして主体的・対話的に学習することができる」といった文言を加え、対話的な学びの側面を明確にする。

○委員：「暮らしに役立つソーシャルスキル」は「自分の考えを書き込む欄」がある点特徴的だ。社会科（「ひとりだちするための社会」）の資料でも同様の特徴が見られる。社会科では「自分自身で考えたり、友達と対話したりしながら」という表現を使っているので、教科を横断して同様の表現を取り入れてはどうか。

●事務局：社会科の記述との整合性を持たせ、「学習した内容や自分の考えを書き込む欄」があり、自分自身で考えたり友達と対話したりしながら、主体的・対話的に学習を進めたり振り返ったりすることができる」と修正する。

○委員：理科（「ひとりだちするための理科」）の資料では「疑問や予想を話し合う」という表現があったが、保健体育科（「子どもとマスターする58の体の知識」）でも「貧血のときにどうするか」などの知識を友達と互いに確認し合うなど、「疑問を話し合う」ことは可能ではないか。

●事務局：身体状況との関連付けに加え、生徒同士の関わりを重視する観点から、「友達同士で疑問を話し合ったりしながら、主体的・対話的に学習を進めることができる」という表現を追記し、学びの深まりが伝わるようにする。

○委員長：本日の審議では、専門調査員が作成した研究資料案に対し、委員の皆様から子どもたちの学びの姿が具体的にイメージできるような表現について、多くの貴重な御意見をいただいた。これまでに合意が得られた各修正案に基づき、最終的な研究資料とするということで、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書研究資料については、これにより答申させてもらってもよい。

○委員長：賛同をいただいたものとして、この修正内容を本審議会の結論とし、これをもって教育委員会への「答申」とさせていただく。以上で、令和９年度使用義務教育諸学校の教科用図書学校教育法附則第９条の規定による教科用図書研究資料についての審議はここまでとする。